

防災庁設置準備アドバイザー会議（JVOAD資料）

1. 近年の災害や社会情勢等の変化を踏まえ、政府の防災政策として強化すべき事項
 - ・“被災者支援”の体制整備 ⇒制度＋民間（既存の制度では救われない状況を解消）
2. 上記防災政策強化に当たって、防災庁に求める機能
 - ・地域： 国、都道府県(市町村含む)ごとの官民が連携した支援体制(平時・災害時)
 - ・分野： 分野横断、分野ごとの支援体制(平時・災害時)
 - ・時間： 発災直後から中長期にわたり、官民が連携した体制
3. 民間災害支援人材の育成及び活動環境整備の在り方(特に専門ボランティア及び災害中間支援)
 - ・“ボランティア”の解像度を上げる（一般ボランティア、一般のNPO、災害支援のNPO）
 - ・公的な領域を担う団体へのサポート体制
 - ・災害中間支援組織への支援
4. 民間災害支援人材と行政との役割分担、平時の準備及び発災時の連携の在り方
 - ・分野ごと支援で目指す姿の共通認識を官民で設定⇒役割分担⇒担い手育成

各フェーズに応じた防災・減災対策

事前防災

1. 災害予防・脆弱性の軽減 (Prevention)

- 災害シミュレーション
 - 災害リスク評価

 - インフラ・ライフラインの強靱化
 - 建物・設備の整備・耐震化
 - 災害リスクを踏まえたまちづくり
- 等

2. 事前の備え (Preparedness)

- 防災計画/BCPの策定
- 防災訓練の実施
- 発災時の対応の事前準備
 - ・官民連携体制整備
 - ・物資・資材等の備蓄 等
- 災害リスク情報等の提供
- 災害対応ノウハウの継承

5. 防災DX推進

- 最新のデジタル技術を用いた災害情報収集・共有体制の構築
- ロボット技術を活用した防災対策、災害応急対策の実施

6. 国民の意識啓発、防災教育、地域防災力強化

- 国民の防災意識の普及啓発 ○防災教育
- 過去の災害対応の課題・教訓の記録・伝承

7. 災害ボランティアの育成・強化

- 体系的な人材育成 ○ボランティアの活動環境整備

8. 防災技術産業化、国際展開

- 災害被害の防止・軽減に資する防災技術の調査・研究開発
- 防災分野における国際協力 ○防災技術の産業化

発災時の対応

3. 事態対処 (Response)

【初動(0~72h程度)】

- 初動体制確立
 - ・政府対策本部の設置
 - ・市町村リエゾン派遣 等
- 移動・輸送ルート確保
- 人命捜索・救助
- インフラ・ライフライン応急復旧
- 物資調達・供給
- 避難環境整備 等

【応急期(72h程度~)】

- 避難生活支援
- 被害認定調査
- 応急仮設住宅建設
- 災害情報等の発信 等

4. 復旧・復興 (Recovery)

- 被災者生活再建
- 復興方針・計画策定
- 住まいとまちの復興
- インフラ・ライフライン本復旧
- 産業・なりわいの再生
- さらなる災害への備え

三者連携による支援体制

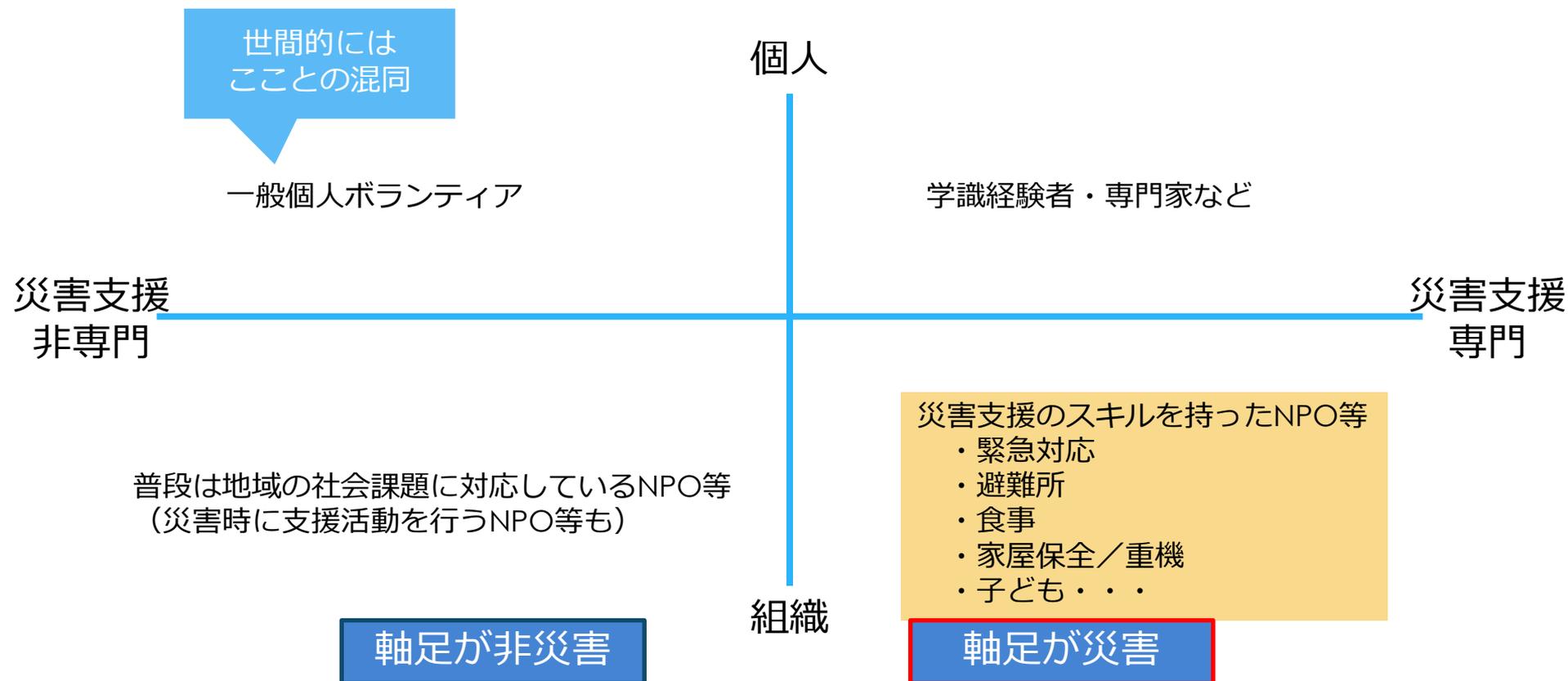
大規模災害発生時の事態対処の大枠（イメージ）

	初動（発災から7 2時間程度）	応急期（3～7日程度）	応急期（1週～1月程度以降）
1 初動体制の確立・被害情報の収集 （内閣官房、内閣府、関係省庁）	政府災害対策本部設置の決定 現地対策本部設置の決定 ヘリ等による被害情報の収集 情報収集連絡体制の確立	災害対策本部会議の開催 適時に広報 情報空白地域の確認 孤立地域の把握	
2 輸送ルートの確保 （国交省、警察庁、経産省、総務省等）	被害情報の収集・通行可否の確認 （道路・空港・港湾等）	緊急車両・工事車両の通行確保※ 交通規制・航空管制の実施	一般車両を対象とした通行確保※ <small>※電力・通信などのライフライン事業者と電柱撤去などを調整</small>
3 人命救助活動 （警察庁、消防庁、防衛省、国交省等）	広域応援部隊の派遣 被災地進出方法（ヘリの活用等）に関する調整	救助活動拠点の決定 救助活動の実施	
4 医療・保健・福祉活動 （厚労省等）	DMAT等の派遣 保健医療福祉調整本部の設置・情報収集体制の確立 （都道府県）	医薬品供給体制の確認 医療・保健・福祉体制の確認	要配慮者等への対応 患者・施設入居者の受け入れ調整
5 物資の調達 （内閣府、経産省、農水省、厚労省、国交省等）	プッシュ型支援の実施決定 広域物資輸送拠点の受入体制確認	業界との調整・輸送の開始	プル型支援への切り替え
6 ライフラインの復旧 （国交省、経産省、総務省、農水省）	被害状況、復旧見通しの把握	応急給水・応急復旧の実施	復旧に必要な調整（人員、資機材の手配、道路管理者との調整）
7 避難所の確保 （内閣府等）	避難者の把握 避難所の生活環境把握・改善 （トイレ、食事、寝床等）	要配慮者への対応 必要に応じ広域避難の実施	
8 家屋調査・住まいの確保 （内閣府、国交省、総務省、財務省）	応急危険度判定	被害認定調査 広域応援体制の確保	罹災証明書の交付 住まいの確保 （仮設住宅の建設、賃貸型）
9 生業の支援・学校の再開 （経産省、農水省、国交省、文科省、こども家庭庁）	農林水産業、中小企業、観光業等の被害の把握	学校・保育サービス等の把握	農林水産業、復旧・復興支援 学校・保育サービス
10 災害廃棄物の処理・公費解体 （環境省、法務省）	災害廃棄物処理全体の体制構築	仮置場の設置・運営 避難所等のし尿・生活ごみ等の処理	災害廃棄物処理実行計画 公費解体制度設計（広報 公費解体申請の受付 （～2ヶ月程度）解体工事に着手

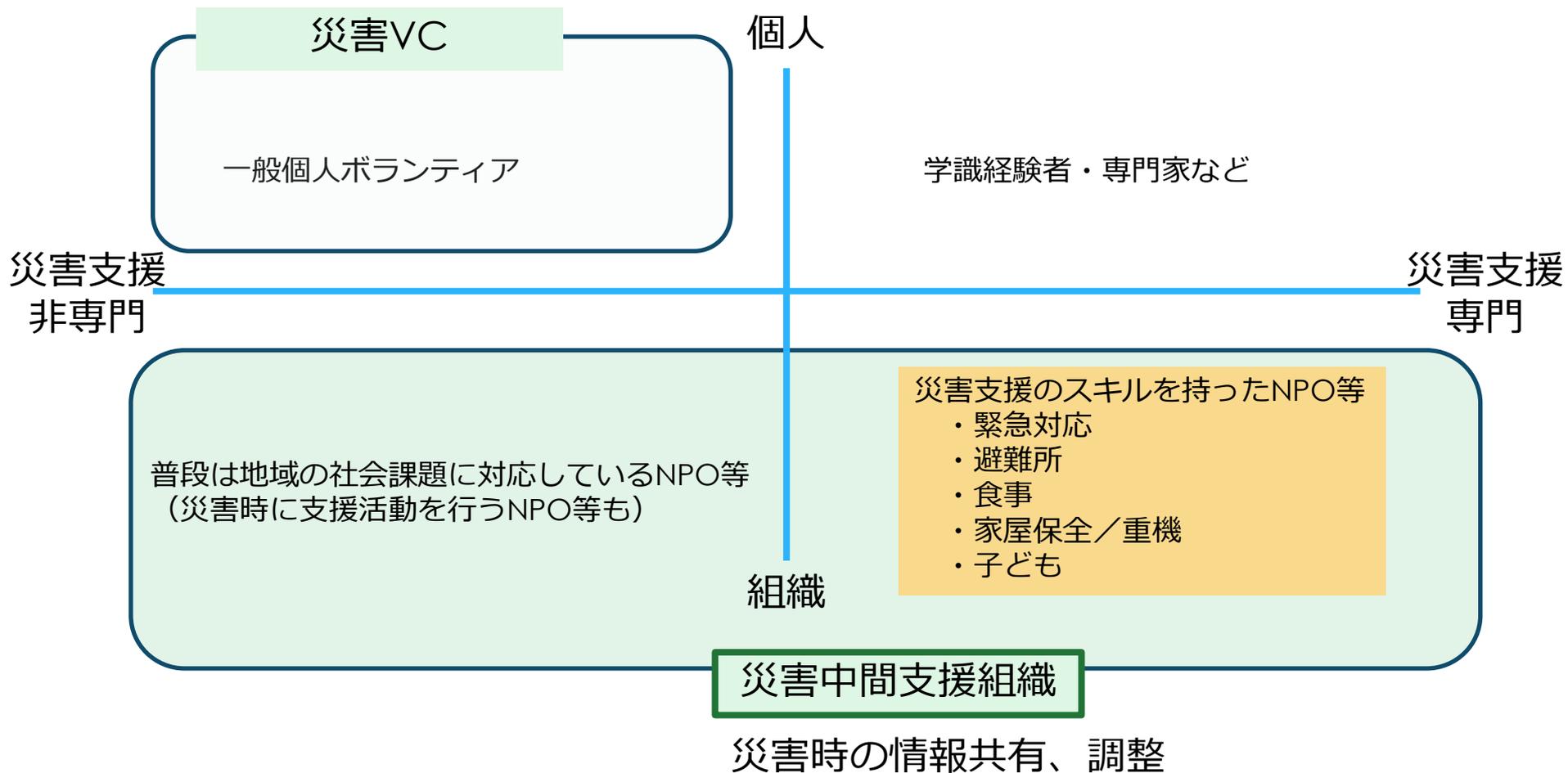
三者連携による支援体制

「ボランティア」の解像度を上げる

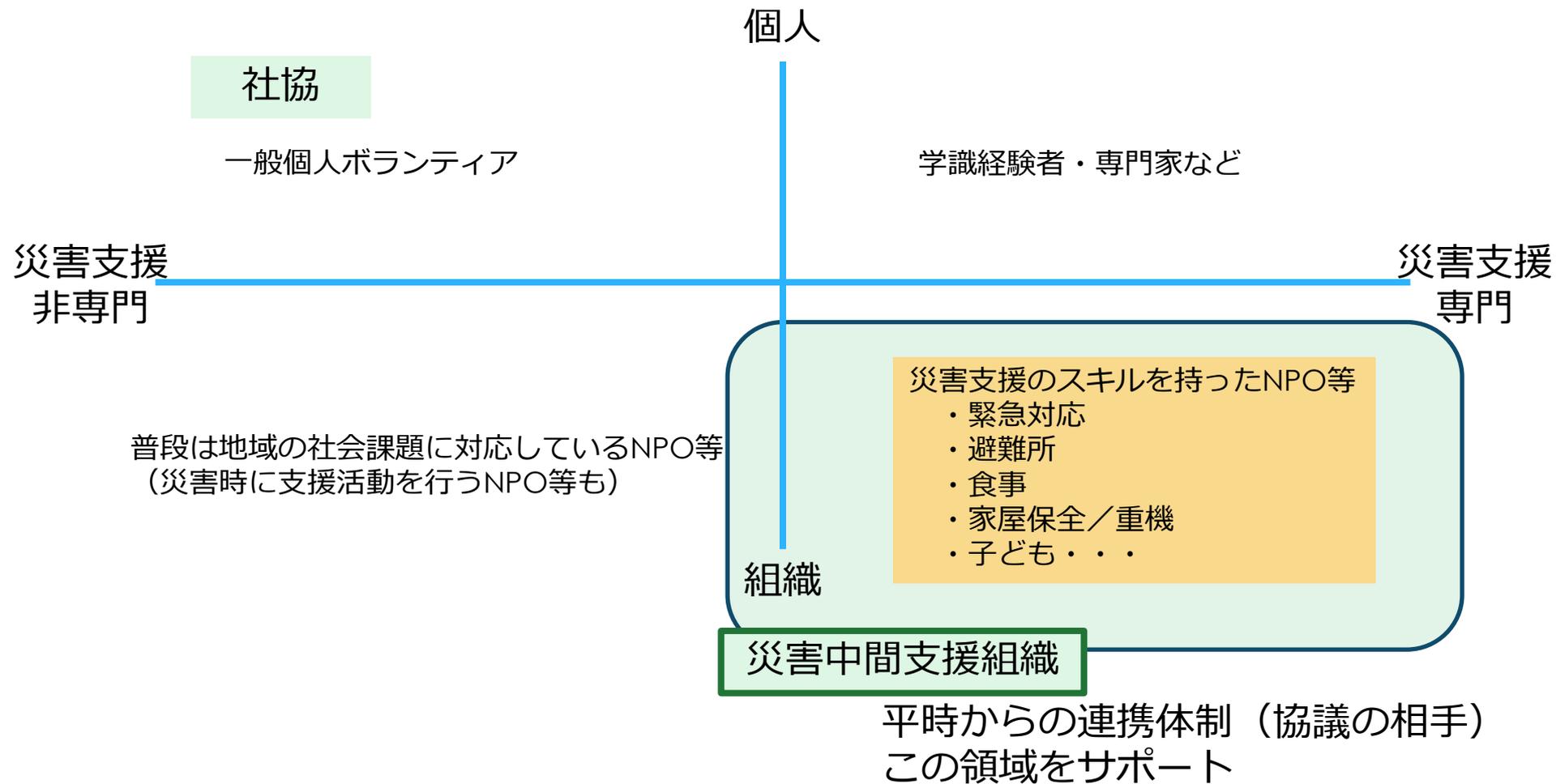
災害対策基本法にある「ボランティア」が指す範囲が多様で混乱をきたしている。
一般的には「ボランティア」は「自発的に活動を行う個人」を表すが、災害支援の専門性あるNPO等も含めて「ボランティア」と呼んでいる。（優劣ではなく）特性や期待されることが異なるため、それぞれの支援策は分けて考える必要がある。



「ボランティア」の解像度を上げる（災害時のイメージ）



「ボランティア」の解像度を上げる（平常時のイメージ）



分野ごとと支援で目指す姿の共通認識を官民で協議、醸成

例えば。

避難所： どの生活水準（食事、寝床、風呂、洗濯・・・）を目指すのか

食事： 温かく栄養バランスの取れた食事をいつまでに提供するのか

家屋： 住家の修理ができない状況をどうやって解消するのか

廃棄物： 運搬や解体など住民だけでは対応できない状況をどうやって解消するか

在宅避難者： 声をあげられない、既存制度につながない配慮者の把握と支援

子ども： 子供の居場所の確保、復興プロセスに子どもの意見の反映

ペット： 避難所から復興住宅までペット連れの世帯が不利益にならない支援

仮設住宅： 入居後の生活環境の整備、孤立孤独を防ぐ適切な見守り体制

・・・

**平時・災害時に、
・官民の関係者が分野ごとに協議する場の設置**

「ボランティア」の解像度を上げる（平時の人材育成など）

災害支援
非専門

災害支援
専門

普段は地域の社会課題に対応しているNPO等
(災害時に支援活動を行うNPO等も)

スキルアップ
(専門性を持った担い手育成)

災害支援のスキルを持ったNPC

- ・ 緊急対応
- ・ 避難所
- ・ 食事
- ・ 家屋保全/重機
- ・ 子ども
- ・ …

災害支援への参加を
促進する策
(支援のすそ野を広げる)

- ・ 分野ごとの支援策の検討
- ・ 講師養成

災害中間支援組織

- ・ 組織運営への支援

- ・ 官民の調整/協力の仕組みづくり (研修、訓練)
- ・ 市町村を含む都道府県域のネットワークづくり

「災害中間支援組織」を推進役とした平時のサイクルを構築、サポート

- 「被災者の苦痛を軽減するために、あらゆる手段を尽くせるようになる」

毎回同じような苦痛が繰り返し起きている状況

- 「効果的な支援は、人びとのニーズを包括的にとらえ、それぞれの分野が調整、協力しながら活動を実施することである」

「できること」の共有では解決しない

⇒支援で目指す姿を検討⇒目標に向けた官民の役割分担

⇒制度の整備、民間の担い手へのサポート

⇒多様な支援者間での協力・調整の仕組みへのサポート

災害中間支援組織、NPO支援センター等からの意見①

1. 近年の災害や社会情勢等の変化を踏まえ、政府の防災政策として強化すべき事項
2. 上記防災政策強化に当たって、防災庁に求める機能

<全般>

- ・被災者が必要な支援を受けられるためのあらゆる手段が尽くされる体制の整備
- ・民間の災害対応人材の育成
- ・官民情報連携プラットフォームの構築
- ・民間支援団体への制度的・財政的バックアップ
- ・各省庁や都道府県が発出している事務連絡を民間の支援組織に共有
- ・被災者支援（救助法、他省庁の支援制度、県・市町村の制度、+民間の支援）を調整する機能
- ・平時からこれまでの課題を整理し、分野ごとに支援で目指す状況を官民で議論する場の設置
- ・災害対策基本法第5条の3「その自主性を尊重しつつ」の重視。
- ・国や自治体が持つ災害・被災情報を一元化し、災害中間支援組織等がリアルタイムでアクセスできる仕組みを整備。
- ・デジタル技術やSNSを活用し、災害時の情報発信や避難誘導、被害状況の集約を効率化。
- ・NPO/NGOなどの支援団体および個人ボランティアが安定的に活動できるよう、助成金や税制優遇、寄付促進策などの枠組みを強化。
- ・平時から行政との連携ガイドラインを整え、迅速な支援展開を可能にする。
- ・グローバルな災害対応の事例や成果を取り入れ、国内の災害支援をアップデート。国際NGO・国連機関との協力関係を強化することで、大規模災害時のサポートや情報交換を円滑化。
- ・防災庁の発足に際して、市民活動団体から職員を採用するような体制を
- ・官民の専門家・実務者から構成される被災者支援のための「プロジェクトチーム」を構成し、都道府県や市町村をサポートする体制が必要ではないか
- ・ボランティア頼りにならない官民の支援体制を
- ・現場の状況に応じた柔軟かつスピーディーな動きを保てるような制度運用
- ・行政側の専門性を持った担当者の継続
- ・官民が協働で企画する事業に対する補助
- ・政策コミュニケーション、政策形成、対話プロセスを大事にしてほしい

災害中間支援組織、NPO支援センターなどからの意見②

1. 近年の災害や社会情勢等の変化を踏まえ、政府の防災政策として強化すべき事項
2. 上記防災政策強化に当たって、防災庁に求める機能

<支援分野>

●給水

- ・給水車対応の水の利用方法・配布方法を大きく改善する
- ・雑用水の使用割合が多いため、別水源（沢水・地下水・浄水器）をNPOを連携し設置・確保する。

●避難所

- ・避難所での衛生設備としてトイレまででは無く、シャワー・浴室・洗濯・乾燥・化粧室まで必須アイテムとして設置を検討する。
- ・避難所（女性用・要介護者用）シャワートレーラー設置
- ・コインランドリーの仮設洗濯機設置・浄化システム

●マイノリティ支援

- ・ジェンダーのみならず、アレルギー（食、化学物質、臭）や宗教食など、民間との協働による対応の強化

●保健医療福祉/要配慮者

- ・被災地の被害情報や対応状況、被災者の状況、ニーズ等の情報を、医療、福祉、保健、行政、NPO、民間団体等の関係者が共有できるしくみ
- ・首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模災害時に、国際NGO等の海外からの支援や外国人等の災害時要配慮者の支援を想定した対応体制等
- ・地域福祉の早急な再建（地域の高齢者福祉を担う保健師や介護サービスへの人的・資金的支援、平時の利用者情報等の活用など）
- ・災害時要援護者等へ対する取り組みの強化
- ・外国籍住民、高齢者、障がい者、乳幼児、ペット連れ避難者など、多様性に配慮した災害情報の提供や、誰もかが配慮された避難生活の確保。

●子ども支援

- ・災害発生時の緊急対応および復旧・再建・復興のプロセスにおける子どもの意見反映の促進
- ・平時の防災計画や取り組みにおける子どもの意見反映を保障する施策の推進及び体制の整備
- ・被災の影響を受けた子どもの学び・育つ権利を保障する公的支援制度の拡充
- ・国際基準を適用した子ども支援施策

災害中間支援組織、NPO支援センターなどからの意見③

3. 民間災害支援人材の育成及び活動環境整備の在り方（特に専門ボランティア及び災害中間支援）

<人材育成：直接支援>

- ・分野ごと、地域ごとに担い手育成。避難所運営、炊き出し、建築、IT、通訳など各分野の専門家が災害対応に必要な基礎知識を身につける研修を強化。

- ・一定の研修・実績を経た人材を把握し、発災時に即戦力として派遣しやすくする体制の構築。

全国規模で避難生活、食事、支援物資、家屋保全、福祉などの支援分野ごとに専門ボランティアを現場で指揮するリーダーの育成。

- ・研修にあたってはスフィア基準などを理解したNGO職員等を活用し、訓練や現場実習を通じて専門的な知識やノウハウを提供し、実践的なスキルを高める。

- ・近年増加する風水害、感染症などの複合リスクを想定し、自治体職員・支援団体向けの教育プログラムを拡充する

<人材育成：災害中間支援>

- ・コーディネーション（中間支援機能）を担う人材の育成、行政と支援団体をつなぐコーディネーターの育成

- ・分野ごとのコーディネーターの育成支援と都道府県域における分野ごとの支援ネットワークづくり

育成した人材の定着化に向けた人件費の確保（各県2人工程度）

- ・全国域、県域での災害中間支援組織づくりも重要だが、各地域で活動する災害中間支援機能を果たせそうな団体の支援も重要である。

- ・各都道府県内で災害中間支援組織が乱立することを避けるための方法や今後、災害救助市や政令市・中核市などに市域の災害中間支援組織が組成されることも考慮し、災害中間支援組織間の連携についても検討

- ・現在の災害中間支援組織における活動量を算出し、具体的な人件費の獲得に向けて調整をいただきたい。

- ・平時から継続的に人材雇用できる予算の実現

災害中間支援組織、NPO支援センターなどからの意見④

3. 民間災害支援人材の育成及び活動環境整備の在り方（特に専門ボランティア及び災害中間支援）

<環境整備>

- ・被災者支援を専門に行うNPO等の認知向上、専門性を持った団体を平時の活動を支える仕組み
- ・長期的に支援にあたる専門NPO等の滞在拠点の整備
- ・施設・資器材置き場の早期確保（プレハブ、トレーラーハウス、トイレカー、入浴施設、電源設備、重機や運搬機材、工具）
- ・企業に勤めている方がボランティアに参加しやすいしくみの整備
- ・一般ボランティアをコーディネートする社会福祉協議会との連携と役割分担を明確化する。
- ・中間支援組織の強化と支援団体への包括的サポート
- ・被災地域と全国の支援団体・企業等をマッチングする災害中間支援組織に十分な財源・スタッフを確保する
- ・行政との連絡調整や事務手続きを一括して引き受ける支援コーディネーターを配置し、直接支援の団体が現場活動に専念できる環境を整備。
- ・災害対応のDX化に向けた情報集約・マッチング環境整備
- ・複数市町村をまたいだ災害中間支援組織の立ち上げが可能となる制度/事業の検討
- ・災害中間支援組織向けのシステムの導入
- ・支援ニーズの迅速な把握と、人材・物資の最適配置を行うオンラインプラットフォームを整備
- ・寄付、クラウドファンディング、企業の社会貢献など、災害支援分野の公益法人や認定NPO法人に対する税制控除の拡充など、多様な手段での資金確保を推進し、支援団体の財政基盤を安定化

災害中間支援組織、NPO支援センターなどからの意見⑤

4. 民間災害支援人材と行政との役割分担、平時の準備及び発災時の連携の在り方

<役割分担>

- ・支援で目指す状況の共通認識が図られたうえで、役割分担の議論を進める
- ・平時に様々な活動をしている団体に、災害時の役割を考慮してもらおう機会作りが重要であり、都道府県・市町村自治体にそれらの推進をはかってほしい。

<平時の準備>

- ・被災者支援において、支援で目指す状況の共通認識を図る。
 - ・発災時における災害中間支援組織の拠点の整備（県庁の会議室などの提供）について、平時から定める
 - ・合同研修・訓練を通じた情報交換による相互理解や連携基盤の形成
 - ・地域の災害対応訓練を民間支援団体・社会福祉協議会・行政が協働して企画・実施し、情報や意思決定の流れを確認。
 - ・他地域で発生した災害への人員派遣および、地元での定期的な会合やワークショップを通じて、最新の災害対応事例やノウハウを共有およびアップデートする。
 - ・事後検証と改善策を共有する継続的な場や機会の設置
 - ・支援の収束後、行政・支援団体・被災者が参加する検証会を開催し、成功事例と課題を洗い出す。
- 得られた教訓を次回以降の計画などに反映し、改善を踏まえた連携体制を確立する

<連携の在り方>

- ・役割を担う民間の団体への支援策の検討
- ・都道府県域との災害時の協定の締結と地域防災計画における具体的な位置づけ
- ・発災時のリアルタイムな情報共有と指揮系統の明確化
- ・災害対策本部および庁舎内に民間支援団体の調整担当（災害中間支援組織のコーディネーター等を想定）を配置し、現場のニーズ・課題を反映させ、行政と民間が対応状況を共有し被災者への支援を協働で実施する。また他地域からの受援体制を構築する
- ・官民連携による資金・物資調達と支援団体への後方支援
- ・物資や人材派遣における企業の協力体制を整備し、被災地への柔軟かつ迅速な物的・人的支援を可能にする。協力企業に対する税制控除等のサポート拡充も実施